



# 給付事業

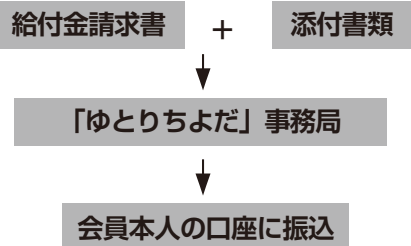
## 1 給付金

### 給付資格

- 入会して、満3ヶ月後に資格が生じます。  
(入会して3ヶ月以内に給付事由が発生しても請求できません。)
- 退会日の翌日から受給資格は消滅します。

### 給付請求方法

- 窓口・郵送・FAX・メールにて請求して下さい。



### 給付請求期限

給付事由が生じてから1年以内にご請求ください。  
期間を経過した場合は無効となりますのでご注意ください。  
※郵送の場合、「ゆとりちよだ」に書類到着日が受付日となります。

### 異議の申し立て

- 給付の決定内容に不服がある場合は異議の申し立てができます。
- 申し立てができる期限は給付承認・不承認の通知を受けてから60日以内です。

### 給付金の返還

不正行為により給付金を受領した場合は、必ず返還していただきます。

※1事由につき、1件ずつ給付金請求書が必要です。

### 事由発生日

結婚祝金	婚姻届受理日
金婚祝金	婚姻日から50年後の婚姻届受理日
銀婚祝金	婚姻日から25年後の婚姻届受理日
入学祝金	入学の年の4月1日
入院見舞金	退院日
障害見舞金	障害者手帳発行日
住宅災害見舞金	罹災証明発行日
弔慰金	死亡日

### 給付一覧 添付いただいた書類はお返ししません。(コピー可)

※証明書が2枚以上になる場合は、すべての頁を添付してください。

給付事由		祝金 給付額	添付書類
結婚	会員が結婚した時 (会員期間内1回を限度)	20,000円	次のうちのいずれか一つ ◆ 戸籍謄本 (夫婦が記載されているもの) ◆ 婚姻届受理証明書
銀婚	会員が結婚して満25年を迎えた時	20,000円	戸籍謄本 (夫婦が記載されていて、満25年以後発行のもの)
金婚	会員が結婚して満50年を迎えた時	30,000円	戸籍謄本 (夫婦が記載されていて、満50年以後発行のもの)
出産	会員又は会員の配偶者が出産した時 (注意) ◆ 多子出産の場合は1児につき1件 ◆ 妊娠7ヶ月以上の流産、死産及び早期新生児死亡(7日以内)は含まれません。	20,000円	次のうちいずれか一つ ◆ 母子手帳の出生届出済証明書 ◆ 戸籍謄本
入学	会員の子が小学校に入学した時	10,000円	就学もしくは入学通知書の写又は在学証明書・母子手帳写など

➡2026年及び2027年に銀婚に該当する方は、2001年及び2002年に結婚した方です。

➡2026年及び2027年に金婚に該当する方は、1976年及び1977年に結婚した方です。